東京都市計画地区計画の決定(足立区決定)

都市計画東綾瀬二・三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名	称	東綾瀬二・三丁目地区地区計画
位	置	足立区東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目及び東綾瀬三丁目各地内
面	積	約11.9ha
地区計	画の目標	本地区は、都心に直結する鉄道が通る綾瀬駅の徒歩圏に位置し、交通利便性を享受する都心型の住宅地である。 現状は、都市計画一団地の住宅施設により、整備された区画道路やオープンスペース、都立東綾瀬公園等の豊富な公園緑地を有する良好な住環境が形成されている。一方、足立区の景観推進地区として魅力ある都市空間の形成が期待されている。 こうした特性を踏まえ、都市機構住宅(旧公団住宅)の建替えを適切に誘導し、将来の社会・地域・居住者のニーズに合わせた生活拠点の整備や良好な居住環境を有する住宅地の形成を図る。 既にある良好な住環境を活かしながら、適正かつ合理的な土地の有効利用を図り、居住水準を向上した質の高い都市型住宅の供給及びミクストコミュニティの実現による地域の活性化を目指す。併せて、広域避難場所としての防災性の向上を図り、安全で住みよい質の高い市街地環境を形成するとともに、都立東綾瀬公園と一体となった地区の特性を活かした美しく快適な住環境を創出することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針土地	利用の方針	本地区を大きく2つの地区に区分し、各々の特性に応じた適正かつ合理的な土地の有効利用を図る。 1 住宅地区(A、B及びC)

	地区施設の整備の方針	 1 緑道 安全で快適な歩行者空間を確保するため、緑地の一部を歩道として整備する。 2 歩道状空地 安全で快適な歩行者空間を確保するため、道路に沿った敷地内の空地を歩道状に整備する。 3 小公園 憩いの場となる緑の拠点を確保するため、小公園を設ける。 				
の整備・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	 1 適正かつ合理的な土地の有効利用を図るため、建ペい率・容積率の最高限度と建築物の用途の制限、及び敷地面積の最低限度の制限を行う。 2 周辺宅地及び団地内の良好な住環境を担保するため、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を行う。 3 周辺のまちなみや、都立東綾瀬公園との調和に十分配慮するため、形態又は意匠の制限並びに垣又はさくの構造の制限を行う。 				
(計)	その他の当該地区の整備、 開発及び保全に関する方針	地区の特性を踏まえ以下のような環境の整備を図る。 1 既存樹木を極力保全するとともに、新たな緑化に努め、歩行者に快適な緑陰空間として整備する。 2 公園の緑を補完する緑地を住棟周りに確保する。 3 建築物の周囲及び建築物の屋上では、極力緑化に努める。 4 居住者・地域住民の利便性・安全性と広域避難場所としての安全性を高めるため、住宅街区を南北方向に貫通する通路を確保するよう努める。				

			名 称	 幅 員	延長	長	 計 考	名	称	幅 員	ZIF	長	備考
		1至 大只									1		
			緑道1号	5.0m	約 240	m ;	新設	緑道	5号	5.0m	約 1	00 m	新設
			緑道2号	5.0m	約 90r	n i	新設	緑道	6号	5.0m	約 2	40m	新設
			緑道3号	5.0m	約 90r	n i	新設	緑道	7号	4.0m	約 2	40m	新設
			緑道 4 号	5.0m	約 240	m i	新設	緑道	8号	4.0m	約 1	60m	新設
			名 称	幅員	延長	長備	考	名	称	幅員	延	長	備考
			歩道状空地 1 号	2.0m	約 100	m 🧍	新設	步道状空	地 14 号	2.0m	約3	80m	新設
			歩道状空地 2 号	2.0m	約 100	m i	新設	歩道状空地 15 号		2.0m	約 60m		新設
	地区施		歩道状空地 3 号	2.0m	約 100	m i	新設	步道状空	地 16 号	2.0m	約 4	l0m	新設
地区	施設		歩道状空地 4 号	2.0m	約 100	m	新設	步道状空	地 17 号	2.0m	約 1	00m	新設
整	の		歩道状空地 5 号	2.0m	約 100	m 🧍	新設	步道状空	地 18 号	2.0m	約 1	00m	新設
備計	配置及	その他の公共空地	歩道状空地 6 号 2.0m		約 100m		新設	步道状空	地 19 号	2.0m	約 1	00m	新設
画	び		歩道状空地 7 号	2.0m	約 100	m 🧦	新設	歩道状空	地 20 号	2.0m	約 1	00m	新設
	び規模		歩道状空地 8 号	2.0m	約 100	m 🧦	新設	歩道状空	地 21 号	2.0m	約 1	00m	新設
			歩道状空地 9 号	2.0m	約 100	m 🧦	新設	歩道状空	地 22 号	2.0m	約 1	00m	新設
			歩道状空地 10 号	2.0m	約 130	m 🧦	新設	步道状空	地 23 号	2.0m	約 1	00m	新設
			歩道状空地 11 号	2.0m	約 130	m 🖟	新設	步道状空	地 24 号	2.0m	約 1	00m	新設
			歩道状空地 12 号	2.0m	約 130	m 🖟	新設	步道状空	地 25 号	2.0m	約9	00m	新設
			步道状空地 13 号	2.0m	約 130	m	新設	步道状空	地 26 号	2.0m	約9	00m	新設
			名 称	面	積	備	考	名	称	面	積	備	考
			小公園 1 号	約 700	約 700 m²		ζ	小公園	3号	約 200	m²	:	新設
			小公園 2 号	約 500	m²	新設	i Ž						

1	L				<u> </u>	L			
		地区の	名	称	住宅地区A	住宅地区B	住宅地区C	公園	地区
		区分	面	積	約3.3ha	約4.2ha	約3.2ha	約1	. 2 ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限			外は1 ないのでは、 ないのでは、 はは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでは、 でのでいるでいるでは、 でのでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで				
		建築物	の容積率の最高	高限度					
		建築物の建ぺい率の最高限度		ただし、公益上必要な建					
		建築物の敷地面積の最低限度			1,000㎡ ただし、税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署、電気通信交換所及び電報 業務取扱所で執務の用に供する部分の床面積の合計が 700 ㎡以内のもの、開閉 所、変電所、バルブステーション、ガバナーステーション、特定ガス発生設備、 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、診療所、老人福祉センター、児童 厚生施設その他これらに類するものはこの限りではない。				

	壁面の位置の制限	壁面の位置(建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置)から道路境界線及び隣地境界線までの距離の最低限度は計画図3のとおりとする。 ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。 1 建築物の地盤面下の部分 2 公共用歩廊、公衆電話、歩行者の安全上設置する庇等公益上必要なもので区長がやむを得ないと認めるもの 建築物の高さは、以下の 建築物の高さは、以下の
地区整備計画建築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	定めによらなければならない。

地区科	建築物等に	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根、外壁などの色彩は、落ち着いた色合いとする。 屋外広告物は、落ち着いた色合いや装飾とし、景観を損なうようなものは設置 してはならない。 また、落下のおそれのないものとする。
地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生け垣、又はフェンスとする。 なお、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びその他 これらに類する構造の部分の高さは、0.6m以下とする。 ただし、これらの併用を妨げない。

知事同意事項

備 考:区域、地区の区分、地区施設の配置、高さの最高限度、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり

理 由:老朽化した都市機構住宅の建替えにより都市機能の更新を図り、もって美しく快適な住環境を有する集合住宅地を形成するため、地区計画を定める。